

補助対象一覧表

○補助対象となるもの

区分	現在の設備 住居など	具体例	市の補助制度		備考
			変更前	変更後	
新築	合併浄化槽 (一部転居)	合併浄化槽付住宅に居住していた世帯の一部の者が、新たに合併浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	○	○	分家 独立
	単独浄化槽 汲み取り	単独浄化槽または汲み取り便槽付住宅に居住していた者が、新たに合併浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	○	○	
	集合住宅等 からの転居	アパート等の集合住宅や賃貸物件に居住していた者が合併浄化槽付住宅を新築し、移住する場合	○	○	
	市外からの 転入	市外に居住していた者が、新たに市内に合併浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	○	○	
	地域集会場 (公民館)	合併浄化槽付の地域集会場(公民館)を新築する場合	○	○	
改築	単独浄化槽 ・汲み取り	単独浄化槽または汲み取り便槽付住宅に居住していた者が合併浄化槽に転換(改築)する場合	○	○	
	賃貸物件	アパートや戸建て借家等の単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換(改築)する場合で、居住者(賃貸借契約に基づく賃借人)が居住中の場合	○	○	
	地域集会場 (公民館)	単独浄化槽または汲み取り便槽の地域集会場(公民館)を合併浄化槽に転換(改築)する場合	○	○	

○補助対象とならないもの

区分	現在の設備 住居など	具体例	市の補助制度		備考
			変更前	変更後	
新築	合併浄化槽 (全部転居) (更新)	合併浄化槽付住宅に居住していた世帯が、新たに合併浄化槽付住宅を建築し、世帯全員で移住する場合や古い合併浄化槽を廃止して新しい合併浄化槽を設置する場合	○	×	建替え 住替え 更新
	賃貸物件	アパートや戸建借家等の合併浄化槽付賃貸物件を新築する場合	○	×	
改築	賃貸物件	アパートや戸建借家等の単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換(改築)する場合で、居住者(賃貸借契約に基づく賃借人)がいない場合	○	×	

※販売目的(建売)やセカンドハウスは、補助対象となりません。

(併用住宅の補助対象は、住居部分の面積が総延床面積の1/2以上が必要)